



日 監 第 7 1 号
令和4(2022)年10月20日

日野市議会議長 古 賀 壮 志 様

日野市監査委員 福 島 基

日野市監査委員 鈴 木 洋 子

令和4年第1回臨時会提出議案に対する意見聴取について（回答）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第10項の規定に基づき、照会のあった、令和4年10月14日付け日議会第143号（令和4年10月14日提出議案第91号「権利の放棄について」）について、別紙のとおり回答する。

監査委員意見

地方自治法の一部を改正する法律が平成29年6月9日に公布され「議会は、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定による請求（住民監査請求）があった後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない（法第242条第10項：令和2年4月1日施行）。」とされた。

法改正に伴い総務大臣が発出した通知（平成29年6月9日付け総行行第125号総務大臣通知）により本件に関し整理する。

「住民訴訟の対象となる違法な行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄については、平成24年の各最高裁判決（別添参照）の趣旨に加え、本改正により1の措置（第243条の2第1項）が講じられたことを受け、1の条例の制定の有無にかかわらず、その趣旨を踏まえ、より一層慎重な判断が求められることとなること。」とある。

※1の措置（第243条の2第1項：令和2年4月1日施行）

「普通地方公共団体は、条例で、当該普通公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該地方公共団体の職員（法243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となるものを除く。以下「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。」ものとされたこと。（新第243条の2第1項関係）

※「職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない」とは

一般的には、普通地方公共団体の長等が違法な職務行為によって、当該普通地方公共団体に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ、認識しなかったことについて著しい不注意がない場合を指すものであること。

※平成24年の各最高裁判決（別添参照）

議会が権利の放棄の議決を行うにあたって、その裁量権の範囲の逸脱又は濫用の判断枠組みとして最高裁により示された考慮要素は以下のとおりである。

1. 当該請求権の発生原因である財務会計行為等の性質、内容
2. 当該請求権の発生原因である財務会計行為等の原因、経緯

3. 当該請求権の発生原因である財務会計行為等の影響
4. 当該議決の趣旨及び経緯
5. 当該請求権の放棄又は行使の影響
6. 住民訴訟の係属の有無及び経緯
7. 事後の状況その他の諸般の事情

そして、当該公金の支出等の財務会計行為等の性質、内容等については、その違法事由の性格や当該職員又は当該支出等を受けた者の帰責性等が考慮の対象とされるべきものと解されるとしている。

令和4年9月8日付で最高裁により示された都市計画法上の違法の判断及びこれに伴う公金支出の損害賠償請求権の確定の判断を前提とし、議会が権利の放棄を議決するにあたり、上記の判断枠組みの考慮要素を今回の事案に照らし、それぞれの個別要素毎に判断・総合考慮し、更に、法第243条の2第1項に定める免責条例の制定の有無に関わらず、同条項にある、普通公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失の当否を今回の事案に対して考慮することにより、住民による直接の選挙を通じて選出された議員により構成される普通地方公共団体の議決機関である議会として、政治的状況に影響を受けることなく、議会に認められた裁量権の範囲を逸脱又は濫用することのないよう、本件に対する客観的かつ合理的で厳正な判断をされることを求め意見とする。

平成24 年各最高裁判決の法廷意見

平成24年4月20 日最高裁判所第二小法廷判決（民集66巻6号2583頁）【神戸市】
平成24年4月20 日最高裁判所第二小法廷判決（裁判集民事240号185頁）【大東市】
平成24年4月23 日最高裁判所第二小法廷判決（民集66巻6号2789頁）【さくら市】

【法廷意見一部抜粋】 ※上記3判決全てにおいて以下のとおり述べられている。

地方自治法96 条1 項10 号は、普通地方公共団体の議会の議決事項として、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」を定め、この「特別の定め」の例としては、普通地方公共団体の長はその債権に係る債務者が無資力又はこれに近い状態等にあるときはその議会の議決を経ることなくその債権の放棄としての債務の免除をすることができる旨の同法240 条3 項、地方自治法施行令171 条の7 の規定等がある。他方、普通地方公共団体の議会の議決を経た上でその長が債権の放棄をする場合におけるその放棄の実体的要件については、同法その他の法令においてこれを制限する規定は存しない。

したがって、地方自治法においては、普通地方公共団体がその債権を放棄するに当たって、その議会の議決及び長の執行行為（条例による場合は、その公布）という手続的要件を満たしている限り、その適否の実体的判断については、住民による直接の選挙を通じて選出された議員により構成される普通地方公共団体の議決機関である議会の裁量権に基本的に委ねられているものというべきである。

もっとも、同法において、普通地方公共団体の執行機関又は職員による公金の支出等の財務会計行為又は怠る事実に係る違法事由の有無及びその是正の要否等につき住民の関与する裁判手続による審査等を目的として住民訴訟制度が設けられているところ、住民訴訟の対象とされている損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を放棄する旨の議決がされた場合についてみると、このような請求権が認められる場合は様々であり、個々の事案ごとに、当該請求権の発生原因である財務会計行為等の性質、内容、原因、経緯及び影響、当該議決の趣旨及び経緯、当該請求権の放棄又は行使の影響、住民訴訟の係属の有無及び経緯、事後の状況その他の諸般の事情を総合考慮して、これを放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする地方自治法の趣旨等に照らして不合理であって上記の裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たると認められるときは、議決は違法となり、放棄は無効となるものと解するのが相当である。そして、当該公金の支出等の財務会計行為等の性質、内容等については、その違法事由の性格や当該職員又は当該支出等を受けた者の帰責性等が考慮の対象とされるべきものと解される。